

『議会法に関する実践的概論 (Traité pratique de droit parlementaire)』と19世紀末フランスの政治文化 —会議録制度の展開を例として—

衆議院事務局委員部調査課

黒澤 正樹

■要旨■

本稿では、第三共和政期フランスにおいて編纂された『議会法に関する実践的概論 (Traité pratique de droit parlementaire)』及び同書の追加版 (Traité pratique de droit parlementaire. Supplément de 1879-1880) について考察を行う。両書は革命期以来の議会に関する事例・慣行を数多く採録した典籍だが、本稿では両書を19世紀末フランスの政治文化的文脈に位置付け、その史的 성격について考察を加える。

まず、『概論』及び『追加』の基本的性格として、両書の構成や方法論、採録の対象及び同時代における受容の在り方を確認する。その後、『概論』の会議録制度関連部分をモデルとして取り上げ、同書における制度史叙述の在り方を具体的に検証する。

《構成》

はじめに

I 研究の動向と本稿の位置付け

II 分析の対象と方法

III 『概論』及び『追加』の基本的性格

IV 『概論』における会議録制度

おわりに

はじめに

本稿は、第三共和政期フランスにおいて編纂された『議会法に関する実践的概論 (Traité pratique de droit parlementaire)¹』(1878) 及び同書の追加版 (Traité pratique de droit parlementaire. Supplément de 1879-1880²) (1880) (以下、それぞれ『概論』『追

加』と表記する。) について分析を行うものである。

『概論』はフランス議会に関する事例や慣行等を集録し、「フランス議会法の権威的典籍³」として長く重要性を認められてきた浩瀚な書物である。以下では同書及び『追加』について、同時代の政治文化的背景を踏まえつつ史的考察を加えていく。

I 研究の動向と本稿の位置付け

まず、議会政治史をめぐる研究の動向を概観しつつ、本稿の位置付けを示したい。

谷口良生によれば、19世紀から20世紀中葉のフランスにおける政治史研究では、政治闘争の展開と、その主体である政治勢力に関

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2023年11月16日である。

¹ Jules Poudra et Eugène Pierre, *Traité pratique de droit parlementaire*. Versailles : Cerf et fils, 1878. なお、1879年には同書の第2版が刊行されているが、本稿では第1版のテキストを使用する。

² Jules Poudra et Eugène Pierre, *Traité pratique de droit parlementaire. Supplément de 1879-1880*. Paris : A. Quantin et Cie, 1880.

³ 大石眞「フランス議会事務局の組織と機能—下院(国民議会)の事務局を中心に—」『RESEARCH BUREAU 論究 第8号』衆議院調査局 (2011.12) 192頁

心が集中しており、その背景には近代フランス史全体を「進歩」と「反動」の闘争の歴史とする「第三共和政史観」の強い影響があったとされる。革命によって成立した共和国フランスが、王政や帝政といった「反動」をいかにして乗り越えたのか——こうした問題関心の中で、歴史叙述の中心を占めたのは重要とされる事件や法の制定であり、著名な政治家ないしイデオログの活動や思想であった。このような「古典的政治史」の中では、議会は政治家の活動や事件が展開される「後景」にすぎず、個別の対象としてはほとんど関心が払われなかったと谷口は論じている⁴。

ところが、戦後、歴史研究の中心は古典的政治史から社会史や文化史へと移行していく。その背景としては、アナール学派⁵による新しい研究対象及び方法論（数量史、心性史、人類学的アプローチの導入など）の提示や、特定の間人集団に関する史料を網羅的に分析する研究方法（プロソポグラフィ研究）の隆盛などが挙げられるが、ともあれ、こうした研究動向の変化を受けて、旧来的な政治史研究は退潮を余儀なくされていったわけである。

しかしながら、1970年代前後を境にして、政治史研究に新たな潮流が生じることになる。渡辺和行によれば、これは「伝統的な政治史や物語の歴史への回帰ではなくて…（略）…政治文化や政治表象などに着目する新しい政治＝文化社会史」であり、いわば戦後の歴史学の流れを受けた「新しい政治史」であった

とされる⁶。渡辺の指摘にもあるとおり、「新しい政治史」が向かったのは「政治文化」という対象領域であった。この中では事件や人物に代えて、政治的なものに附帯するイメージや日常的な政治行動を規定する枠組み、つまり政治に関する社会的・文化的諸条件とでもいうべきものが主要な分析対象とされていたのである⁷。

こうしたアプローチを議会（史）という領域に持ち込んだならば、どのような研究が可能となるだろうか。この点について、イギリス議会史における「政治文化論」の展開を紹介した松園伸の論文が参考になる。ここで松園は、政治文化論に基づく議会史研究の対象として、議会における議場の構造や、政治的な表象、議会＝社会間のコミュニケーションに加え、日常的な議員活動の在り方（議席配置、議事手続、議員の行動規範など）を挙げているが⁸、これらの対象群は、いずれも議会ないし議員の活動に内在する——あるいはそれを取り巻く——固有の文化的・社会的条件というべきものである。この意味で、政治文化論の視座に基づいた議会政治史研究は、政治史の「後景」にとどまらない個別領域としての議会史像へと道を開くものと考えられる。

松園の議論は、一義的にはイギリス議会政治史という個別の分野に関するものである。しかし、政治実践そのものが多様な表象やメディア、コミュニケーションと不可分に溶け合う現代の状況に鑑みれば、「政治文化論」の

⁴ 谷口良生『議会共和政の政治空間』京都大学学術出版会（2023）3-6頁及び20-24頁

⁵ 20世紀のフランスに生じた社会史学派であり、その呼称は『経済社会史年報（アナール）』の誌名に由来する。なお、アナール学派に属する歴史家として、マルク・ブロックやフェルナン・ブローデル、ジャック・ル・ゴフなどが挙げられる。

⁶ 渡辺和行『近代フランスの歴史学と歴史家—クリオとナショナリズム—』ミネルヴァ書房（2009）406-408頁。また、以下も参照。近藤和彦「政治文化—何がどう問題か」歴史学研究会編『国家像・社会像の変貌』青木書店（2003）。

⁷ 例として、モーリス・アギュロン（阿河雄二郎ほか訳）『フランス共和国の肖像—開闢のマリアンヌ 1789-1880—』ミネルヴァ書房（1989）〔原書名：Maurice Agulhon, *Marianne au combat : l'Imagerie et la symbolique républicaines de 1789 à 1880*. 1979〕、リン・ハント（松浦義弘訳）『フランス革命の政治文化』（ちくま学芸文庫）筑摩書房（2020）〔原書名：Lynn Hunt, *Politics, culture and class in the French Revolution*. 1984〕。

⁸ 松園伸「「政治文化」から見た新しいイギリス議会史研究—Modus Tenendi Parliamentumを中心に—」『西洋史論叢 第42号』早稲田大学西洋史研究会（2020.12）3-5頁

分析視角はむしろ今日の政治史研究における普遍的な要請であると言っても過言ではなからう。いずれにしても、議会をその内外にわたる社会的・文化的現象との関連から分析することは、議会政治史を多元的・動態的な位相の下に描き出す方途たり得るものと執筆者は考えており、本稿の論述もこうした分析視角に基づいたものである。

II 分析の対象と方法

次に、本稿の分析対象を提示したい。既に述べたように、本稿では『概論』及び『追加』を主要な分析対象とする⁹。両書はいずれも当時の下院事務総長ジュール・ブドゥラ¹⁰及び下院編集書記官ウジェーヌ・ピエール¹¹の手になるものである（以下、両名を併せて「編纂者」と表記する。）。なお、上述したとおり、『概論』は後年に至るまで権威を認められ、1880年の『追加』以降も累次の増補改訂が行

われている（ブドゥラ没後、1893年版より『政治・選挙・議会法に関する概論（*Traité de droit politique, électoral et parlementaire*）』に改称）¹²。

『概論』は従来、主として憲法学・議会法学の分野において、成文議会法秩序を補完する先例や慣行を集録した文献（いわゆる議会先例集）として参照されてきた¹³。そこでは多くの場合、同書における議会法解釈の在り方や採録された事例等の内容に対し注意が向けられてきたが、反面、同書の成立過程や固有の史的性格に対しては大きな関心が払われてこなかったといつてよい。換言すれば、テキスト上に現れる個々の事例等がなぜ採録の対象となり、どのように描出されているのかという問い、いわばテキストの構築に係る史料批判的な問題意識は必ずしも前景化されてこなかったわけである。

これに対し、本稿は歴史学的な見地に立ち、

⁹ なお、『概論』及び『追加』は明治期に法制局により邦訳されている（『佛國議院典型』『佛國議院典型補遺』（共に1890））。

¹⁰ ジュール・ブドゥラ（Jules Poudra, 1829-1884）は1854年に内務省の職員となったが、1857年8月に当時の立法院事務総長フィリップ・ヴァレットの娘マリーと結婚し、ほどなく立法院に所属する。第二帝政崩壊後、国民議会での勤務を経て、1875年に下院事務総長となる。以後、1884年に没するまで同職にあり続ける。Hugo Coniez et Pierre Michon, *Servir les assemblées : histoire et dictionnaire de l'administration parlementaire française de 1789 à la fin du XX^e siècle*. t. 2, Paris : Mare & Martin, 2020, pp. 584-586.

なお、ヴァレットは議院規則に関する以下の論考を著している。Philippe Valette et Benat Saint-Marsy, *Traité de la confection des lois, ou Examen raisonné des règlements suivis par les assemblées législatives françaises, comparés aux formes parlementaires de l'Angleterre, des États-Unis, de la Belgique, de l'Espagne, de la Suisse, etc.*. 2^e tirage. Paris : Joubert, 1839. 『概論』には同書から教示を得た旨が述べられているが、その成立年が古い点と、論述対象が規則に限定され、公権力としての両院について論じていない点も指摘されている（Poudra et Pierre・前掲注1 pp. vii-viii）。以下も参照。Samuel Sanchez, “Aux origines du droit parlementaire français: le *Traité de la confection des lois* de Valette et Benat Saint-Marsy.” *Revue française de droit constitutionnel*, n° 95 (juillet 2013).

¹¹ ウジェーヌ・ピエール（Eugène Pierre, 1848-1925）は第二帝政期の1866年より立法院に在職する。第二帝政の崩壊から第三共和政の成立を経て1875年に下院編集書記官の試験に合格し、翌年からその任に就くことになる。1884年末にブドゥラが没したことを受け、1885年からはピエールが下院事務総長職を継承し、1925年に至るまで在任し続ける。Coniez et Michon・前掲注10 pp. 564-572. ピエールの議会論に関する文献としては、Philippe Poirier (dir.), *Eugène Pierre, précurseur du droit parlementaire contemporain*. Bruxelles : Bruylant, 2019.

¹² 『概論』の書誌情報や、その増補改訂の経過については赤坂幸一「統治システムの運用の記憶—議会先例の形成」『レヴァイアサン』48号（木鐸社（2011.4）91頁注（34）に詳しい。なお、ピエール没後の動向として、1977年11月30日の下院理事部決定により、第三共和政末期、第四共和政期及び第五共和政初期に生じた事例の追加版が編纂されている（*Nouveaux suppléments au Traité de droit politique, électoral et parlementaire d'Eugène Pierre*. t. 1（1984）, t. 2（1990）et t. 3（2002））。加えて、1989年には『政治・選挙・議会法に関する概論』が復刊されている。以下も参照。Assemblée Nationale “*Traité de droit politique, électoral et parlementaire d' Eugène Pierre*” <https://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/droit_eugene_pierre.asp>

¹³ 一例として、大石眞『議院自律権の構造』成文堂（1988）33-112頁。また、赤坂は『概論』が我が国の議院規則や議会先例集に与えた影響を指摘している。赤坂幸一「明治議院規則の制定過程（1）—委員会規則を中心として—」『議会政治研究』No. 60『議会政治研究会（2001.12）及び赤坂・前掲注12 71-72頁及び86-88頁。その他、会議録制度に関する先行研究については後掲注59を参照。

史料としての『概論』及び『追加』の性格を考察する。後に論じるように、両書は第三共和政初期という時代の状況の中で成立したテキストであり、その史的性格を捉えるに当たっては、同時代の政治的・社会的・文化的コンテキストを検証することが不可欠の前提となる。その上で、テキスト上に現れる事例や慣行の描かれ方を批判的に分析し、上述のコンテキストと照応させることで初めて、両書が持ち得た同時代的意義が明らかになるだろう。

ここで、次章以降の構成について触れておきたい。第Ⅲ章『『概論』及び『追加』の基本的性格』では、両書の書誌的な側面について総論的な考察を加える。ここでは同時代における憲法学の動向や共和派政府による国家形成など、幅広い政治的・社会的・文化的コンテキストの下に両書を位置付けつつ、両書の持つ叙述的性格について素描する。

その上で、第Ⅳ章『『概論』における会議録制度』では各論的なアプローチへと切り替え、個別の章節における制度史叙述の在り方を分析していく。ここでは『概論』の会議録制度に関する章節をモデルとして取り上げ、その記述内容を同時代の制度的・社会的実態と照らし合わせることで、同書の叙述的性格の一端を検証したい。

なお、本稿は『概論』及び『追加』の全体に係る包括的・網羅的分析を目指したのではなく、あくまで両書の一般的な性格を示しつつ、特定の章節における叙述の展開を試論的に検証したものである。

Ⅲ 『概論』及び『追加』の基本的性格

1 編纂の背景

まずは『概論』及び『追加』の基本的な性格を検討していきたい。

両書が編纂された19世紀末という時代は、フランス第三共和政の確立期に一致する¹⁴。1870年、普仏戦争においてナポレオン三世が捕虜となったことを受けて共和政が宣言され、1875年に「第三共和政憲法」と呼ばれる3法（「上院の組織に関する1875年2月24日の法律」、「公権力の組織に関する1875年2月25日の法律」及び「公権力の関係に関する1875年7月16日の憲法」）が成立したことで、第三共和政はその歩みを始めた。しかし、共和派と保守派（王党派）の「妥協」によって成立した共和政体は不安定なものであり、とくに王党派の大統領マクマオンは議会の共和派と鋭く衝突した。

この対立が猖獗^{しょうけつ}を極めたのが、マクマオン大統領による共和派ジュール・シモン首相の「更迭」に端を発する「5月16日(Seize mai)事件」であった¹⁵。大統領は後継首相に「反共和派の右派の象徴的人物¹⁶」であるブロイ公を据え、更に1か月にわたる議会の停会を決定した。対する共和派議員たちは抗議の声明を発表し、下院で内閣不信任決議案を可決させた。大統領は上院の承認を得て下院の解散に踏み切るが、選挙では共和派が多数を維持し、その優位を確固たるものとした。

谷口も指摘するとおり、1870年代半ば以降、共和国は常に王政復古の可能性と隣合せの状態にあった。第三共和政が議会主義に基づく「共和主義者たちの共和国」となるのは「5

¹⁴ 第三共和政初期の政治史・議会史については以下を参照。Jean-Marie Mayeur, *La vie politique sous la Troisième République*. Paris : Seuil, 1984; Jean Garrigues (dir.), *Histoire du parlement de 1789 à nos jours*. Paris : Armand Colin, 2007.

¹⁵ 「5月16日事件」についてはミシェル・ヴィノック（大嶋厚訳）『フランス政治危機の100年：パリ・コミューンから1968年5月まで』吉田書店（2018）〔原書名：Michel Winock, *La fièvre hexagonale : les grandes crises politiques de 1871 à 1968*. postface inédite, 2009〕69-110頁に詳しい。

¹⁶ 同上 91頁

月 16 日事件」による動揺が鎮まった後、すなわち『概論』及び『追加』が世に出た 1880 年前後以降に過ぎない¹⁷。このような背景を踏まえるのであれば、両書を通じて一定の議会（史）像を提示するという試み自体が、時代状況に対する一つの応答となっていた可能性は指摘されてよいだろう。

2 構成と方法論

次に、『概論』及び『追加』の構成と論述の方法について取り上げたい。両書は全 7 編（livre）から構成されており、各編は章（chapitre）へと分割され、章に更に下位区分が設けられる場合は節（paragraphe）が用いられる。この章ないし節を構成する最小単位が、通し番号（numéro）を割り当てられた個々の事例や事跡（以下、「号」と表記する。）であり、その総数は 1,580 に上る¹⁸。

ところで、『概論』には 1789 年以降の事例等が集録されており、それぞれの章節には、当該箇所で行われる制度の沿革が番号にわたり記されている。このため、各章節は一種の「歴史的な性格」を帯びたものとなっている。

ここで『概論』の序文に目を向けると、その性格が偶然によるものではなく、自覚的に採用されたものであったことが分かる。序文の起筆に当たり、編纂者は議会法の解釈に関する洞察を以下のように開陳している¹⁹（下線は執筆者。以下同じ。）。

フランスにおいて、議会法は、イギリスのようにもっぱら慣例に根拠付けられているわけではない。それは憲法や附属法律及び規則に根源を持っている。両院

は解釈によって、法文上の沈黙や不明点を補っている。しかし、そのような解釈は稀にしか一般的決定の性格を持たない。それはほとんど常に、特定の事件に結びついている²⁰。

ここで、編纂者は憲法や議会法の運用が解釈によって補完されていることを示しつつ、アドホックな法解釈の限界を指摘している。そこで、この限界を乗り越える手立てとして提示されるのが歴史的な方法である。

従って、個々の問題の法的歴史（histoire juridique）を描き出すことなく、また、現在確立している諸原則がどのような変遷の連なりを通じて形成されたのかを研究しないことには、議会法の諸規定を有効に体系化することはできない。そのようにしてのみ、法と先例は、その真の意義とともに、完全な力の中で、姿を現すのである²¹。

このように、編纂者は議会法を歴史的な方法によって捉えることで、その解釈に正当性を与えることができると主張している。

興味深いのは、こうした歴史的方法への依拠という傾向が、同時代のフランス憲法学にも並行的に見られることである。

1804 年の民法典成立以来、フランスの法学ではいわゆる「注釈学派」が主流となっていた。この注釈学派は制定法に排他的法源性を認める傾向を持っており、そこでは法解釈と

¹⁷ 谷口・前掲注 4 5 頁

¹⁸ 『追加』では追記事項が生じた号のみ記載がなされ、その他の箇所には *N. N.* (*nil novi*) の表記が付されている。

¹⁹ 以下、『概論』及び『追加』の引用箇所の原文に記載された参照条文及び脚注は、論旨に関わるものを除き省略する。

²⁰ Poudra et Pierre・前掲注 1 p. v.

²¹ 同上

法学が必然的に同一のものと見なされた²²。

こうした潮流の中、憲法学は「特異な法学分野²³」の地位に甘んじざるを得なかった。その理由の一つとして、第三共和政期以前の憲法学は政治哲学的色彩が強く、注釈学派の学風と大きく異なっていた点が挙げられる²⁴。

この状況に対し、憲法学は「法学の一分野として自らを確立しなければならなかった²⁵」。そこで憲法学者が依拠したのが、社会科学的方法、すなわち歴史的方法である²⁶。ギヨーム・サクリストは、私法学が演繹的推論を特権化したのに対して、憲法学は厳密な歴史的方法によって社会の深奥を把握するようになったと論じ、これに「科学的正当性と法学的正当性の憲法学における混合」という表現を与えている²⁷。

このように、歴史的観察という方法を導入することで、第三共和政初期の憲法学者は自らの議論を補強しつつ、憲法学という分野を独自の領域ならしめたのであるが、こうした科学への志向は『概論』及び『追加』の編纂者にも看取されるものである。『追加』の序文には以下のような表現が見られる。

長い間、多数派と少数派の戦術

(tactique) が行使される不毛な戦場と見なされてきたが、議会法は政治の行われる議会を守る科学 (science) となったのである。

この科学はもはやベンサムの詭弁 (sophismes de Bentham)には帰せられない。それは日々、リュクサンブールとブルボン宮殿という実験室 (laboratoires) にて明らかになり、完全になっている。それは日々、もっとも真剣で、もっとも徹底的な議論の対象となっているのである²⁸。

この「リュクサンブール (宮殿)」が上院、「ブルボン宮殿」が下院を指していることは明らかであろう。つまり、編纂者はここで、「実験室」という比喩を用いて両院のはたらしきを言い表しているのである。

なお、引用中にある「ベンサムの詭弁」とは、ジェレミー・ベンサムの「政治的詭弁論 (Traité des sophisms politiques)」を念頭に置いた表現と推測される²⁹。編纂者がベンサムのこの論考をどのように評価していたのかは一概に断定できないが³⁰、その筆致は明らかに、ベンサム議会論に対する『概論』の

²² 樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』(新装版) 勁草書房 (2016) 12 頁

²³ 時本義昭『フランス近代憲法理論の形成—ロッシからエスマンへ—』成文堂 (2018) 14 頁。なお、フランスでは 1834 年に初めて法科大学の憲法講座が設置されたが、これは第二帝政期に廃止されている (同上 58-65 頁及び 105 頁)。

²⁴ 樋口・前掲注 22 15 頁

²⁵ 時本・前掲注 23 14 頁。また、以下も参照。春山習「フランス第三共和制憲法学の誕生—アデマール・エスマンの憲法学—」『早稲田法學 92 卷 4 号』早稲田大学法学会 (2017. 7)。

²⁶ 時本・前掲注 23 132 頁。また、以下も参照。樋口・前掲注 22 17-18 頁。

²⁷ Guillaume Sacriste, *La République des constitutionnalistes : Professeurs de droit et légitimation de l'État en France (1870-1914)*. Paris : Sciences Po., 2011, pp. 136-137 et 162-163.

²⁸ Poudra et Pierre・前掲注 2 pp. viii-ix.

²⁹ 「政治的詭弁論」は 1816 年、エティエンヌ・デュモンによりフランスにもたらされた。Jeremy Bentham (traduction et notes Etienne Dumont), *Tactique des assemblées législatives, suivie d'un Traité des sophismes politiques*. t. 2, Paris : Librairie du Mème, 1816. 以下も参照。フィリップ・スコフィールド (川名雄一郎・小畑俊太郎訳)『ベンサム：功利主義入門』慶應義塾大学出版会 (2013) [原書名：Philip Schofield, *Bentham : a guide for the perplexed*, 2009] 51-55 頁及び深田三徳「功利主義思想と人権文書批判：ベンサムの「無政府主義的誤謬論」を中心として」『同志社法學 32 卷 2 号』同志社法學會 (1980. 7)。

³⁰ ヴアレットらはベンサムの議会論について以下のような評価を下している。「なるほどデュモンはベンサムに依拠して立法を行う議会での戦術に関する論考を出版したが、彼の本は実践的 (pratique) というよりはドグマ的 (dogmatique) なものである。」(Valette et Saint-Marsy・前掲注 10 p. 5.) ベンサム議会論のこうした評価が、実践的性格と歴史的 (経

優位性を主張するものとなっている。いわば、彼らはベンサムを引き合いに出すことで、自らの著書の科学性すなわち正当性を強調しているわけである。

なお、両書の各章節を実際に見ると、そこでは歴史的事実の記述に先立ち、一定の原理ないし準則が提示されていることも少くない。この点に関連して、赤坂は、『概論』の編纂者が議会法準則の体系化を前提としつつ、具体的文脈の中で原理の意味を考える必要性を示唆しているとし、その性質を「半演繹的」と表現しているが³¹、こうした性質はサクリストの述べる「科学的正当性と法学的正当性における混合」に通じるものといえるだろう。

ともあれ、以上見てきたとおり、『概論』及び『追加』の方法論は、歴史的観察と法解釈を接続させた「科学的法学」というべきものであった。こうした方法論の背景には、同時代における憲法学の展開、ひいては諸学における経験主義的・帰納的な思考様式の浸透という、より広範な知的文脈を見通すことができるのである³²。

3 採録の対象

『概論』及び『追加』における事例・慣行の採録もまた、以上のような方法論上の要請から理解されるべきであろう。

両書に採録された事例の多くは議会内に生じた事跡や慣行、あるいは議会に関連した出

来事についてのものであり、その記述に際しては憲法や議院規則の条文、議会関係文書や会議録等が数多く参照・引用されている。このことについて、編纂者は以下のように述懐している。

法文と先例を寄せ集めるだけでは十分ではなかった。全体的視野を損ねることなく、また諸原則のありのままの流れを遮ることなく、それらを道理にかなった順番に配分し、理解しやすく明瞭な筋書き (plan) … (略) …を作る必要があったのである³³。

ここから、編纂者が法文や先例を一定の裁量のもとに整序することによってテキストを構築していたと確認できる。

他方、両書中には各種裁判所における判例や海外の議会関連文献、官報及び新聞の記事など、議会外に生じたテキストを引用・参照した箇所も散見される。特徴的な例として、第1編第15章は下院解散後の選挙の期日に関する事例を取り上げているが、その脚注には『ジュルナル・デ・デバ (*Journal des débats*)』(以下、『デバ』紙)と表記する。)に掲載された「意見録 (consultation)」なるテキストが採録されている。以下、本文と併せて引用してみたい(本文中、紙名等以外でイタリック体を用いている箇所には傍点を付

験主義的・帰納的)方法を強調する『概論』において批判の一因となった可能性は否定できない。ただし後述のとおり、(演繹的という意味においての)「ドグマ的」性格は『概論』についても指摘される。なお、フランス憲法学における「ドグマ的方法」と「歴史的方法」については春山・前掲注25も参照。

³¹ 赤坂幸一『統治機構論の基層』日本評論社(2023)289-290頁。また、前掲注30及び以下も参照。時本義昭『法人・制度体・国家—オーリウにおける法理論と国家的なものを求めて—』成文堂(2015)109-110頁注(229)及び110-111頁注(231)、時本・前掲注23 143-144頁注(62)。

³² 憲法学者が科学的方法に依拠した背景については以下を参照。Guillaume Sacriste, “Adhémar Esmein en son époque. Un légiste au service de la République,” Stéphane Pinon et Pierre-Henri Prélôt (dir.), “*Le droit constitutionnel d’Adhémar Esmein : actes du colloque “Le droit constitutionnel d’Adhémar Esmein”, organisé le 26 janvier 2007 à l’Université de Cergy-Pontoise.*” Paris : Montchrestien, 2009, pp. 15-18. また、ピエール・ファーブルは19世紀末における「政治科学 (science politique)」の展開を論じる中で『概論』に言及している。Pierre Fabre, “La constitution d’une science du politique, le déplacement de ses objets, et « l’irruption de l’histoire réelle » (première partie).” *Revue française de science politique*, 33^e année, n° 2 (avril 1983), pp. 214-215.

³³ Poudra et Pierre・前掲注1 p. vi.

した。以下同じ。)

381 解散の場合における選挙人の召集の期日は、今日、1875年2月25日の憲法の第5条第2項により定められており、以下のように記されている。

『解散の場合、3か月の間に新たな選挙を行うために選挙人団が召集される。』³⁴

382 1877年6月25日に下院が解散された際、当該条文の規定を満たすためには、政府は3か月の期限の前に召集のデクレを发出すれば十分であり、その期限を越えて選挙人団の召集日を設定することとしてもよいのか否かとの問題が提起された。…(略)…法律委員会は、選挙人団召集のために政府に与えられた最長3か月の期限を延長しようとするあらゆる解釈に反対する意見を表明した。この委員会の見解は参考類集及び意見録に記載され、公表された(注)。この見解は当時の内閣によって採用されなかった。選挙人団は、9月21日のデクレ³⁵により、1877年10月14日になってはじめて召集された。

(注)『もし解散後の3か月の期限が、選挙ではなく、単に選挙人団の召集だ

けについて規定しているとすれば、行政権は、合法的に、選挙人団を3か月の期限満了時に召集し、これによって選挙を6か月や1年、2年の内に行うこともできるだろう。もはや期限はないことになる。』(1877年7月12日、『デバ』紙にて公表された法律委員会の意見録より抜粋)³⁶

この「法律委員会」とは、政府の恣意的な法運用を監視するため、1877年7月に上院の共和派議員や法曹等により結成された組織である³⁷。彼らの意見録は政府・保守派による共和派への攻撃や選挙介入を批判するものであり、それ自体、両陣営における「情報戦」の有り様を克明に伝える史料となっている³⁸。19世紀末のフランスでは新聞メディアが活況を呈し、左右両派の選挙キャンペーンにおいても影響力を発揮したが、法律委員会の意見録の存在もこの文脈に位置付けることができるだろう。

では、法律委員会の意見録の内容をどう理解すべきだろうか。1877年6月25日、マクマオン大統領は下院を解散し、9月21日のデクレで選挙人団の召集を10月14日と定めた。ここで、政府は「3か月」という憲法上の文言を(期日設定の)デクレ公布に係るものと

³⁴ 同上 pp. 220-221.

³⁵ 本稿が対象とする時代においては、執行府の長による命令を指す。ただし、第二帝政期には憲法の規定を補完するためのデクレも发出された。以下を参照。寺洋平「フランスにおける「命令(制定権)」の觀念の形成(1) — 命令(制定権)の歴史の展開と公法学説 —」『茨城大学人文学部紀要、社会科学論集 38号』茨城大学人文学部(2003.3)。

³⁶ Poudra et Pierre・前掲注1 p. 221.

³⁷ 委員会の構成員については『デバ』紙が報じている。Journal des débats, 4 juillet, 1877.

³⁸ 法律委員会が意見録に取り上げたテーマとしては、選挙期日の問題のほか、出版の自由の問題、政府刊行物による共和派議員への中傷問題、飲料販売店の閉鎖に関する問題などがある(Journal des débats, 29 juillet, 1877)。なお、政府は内務大臣フルトゥーの指導の下、保守派のプロパガンダ活動や官選候補者の擁立、知事の更迭や市町村長の解任、共和派に対する出版等の制限など様々な選挙介入を行った。Claude Bellanger et al. (dir.), Histoire générale de la presse française. t. 3, Paris : Presses universitaires de France, 1972, pp. 158-161; Mayeur・前掲注14 p. 64. なお、フルトゥーが果たした役割への評価として、マイユールとヴィノックはそれぞれ「帝国の闇をよみがえらせるのに十分だった」(同上)、「選挙戦にポナバルティスト的な性格を付与した」(ヴィノック・前掲注15 96頁)と論じている。ただし、こうした歴史叙述に対し、フルトゥーの再評価を促す議論として以下の論文がある。Thierry Truel, “Le maître d’œuvre de l’entreprise du Seize-Mai : Oscar Bardi de Fourtou à la place Beauvau,” Jean-Marc Guslin (dir.) Le Seize-mai revisitée. Nouvelle édition [en ligne]. Lille : Publications de l’Institut de recherches historiques du Septentrion, 2009. <https://books.openedition.org/irhis/2254>

解釈し、選挙自体の施行日をそれ以降に定めた上で、この期間を利用して官選候補者の準備を進めたとされる³⁹。これに対し、法律委員会は選挙期日自体が解散後3か月以内に設定されなければならないと主張しているのである。なお、同委員会の見解は『プチ・パリジアン (*Le Petit Parisien*)』紙や『デバ』紙といった「左派」新聞⁴⁰の論調と一致するものであることから⁴¹、広く共和派の立場を代表するものであったと見ることができる。ともあれ、かように論争的なテキストを採録している点は、『概論』及び『追加』の性格を考える上で示唆的である。

さて、第382号における法律委員会の意見録の引用は上記のようなものであるが、注目したいのはこの事例を含めた数号における論述の展開である。当該事例に先立つ第380号では、1789年以來の諸憲法がいずれも解散後の選挙期日について規定しており、それらの規定が過去一度も破られなかったという事実が、解散日及び選挙期日の一覧とともに示されている⁴²。その上で、第381号で第三共和憲法における規定が確認され、第382号すなわち「5月16日事件」の事例が示されていく

のである。このような構成は、1877年の下院選挙が例外的な事例であったことを暗黙の裡に伝えるものとなっている⁴³。

このように、採録の対象のみならず、それらを提示する文脈（「筋書き」）の設定においても、編纂者には少なからぬ裁量が付与されていたと理解できる。いかなるテキストや事実を、どのような枠組みのなかで提示するか——あらゆる歴史叙述と同様、『概論』及び『追加』においても、そうした判断は編纂者の関心に大きく依存していたと見るべきであろう。この意味で、史料としての両書は一種の叙述的性格を内包したテキストであり、議会の「ありのまま」を映し出した「透明なガラス」とは言い切れない側面を持っているのである。

4 同時代における受容

次に、同時代における『概論』の受容について一瞥してみたい⁴⁴。まず議会内に目を向けると、両院において同書を全議員に配付する決定がなされた旨が『フランス (*La France*)』紙により報じられている⁴⁵。

一方、議会外では、1879年1月2日ないし

³⁹ 辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』三省堂（2012）66頁。また、前掲注38も参照。なお、当時の選挙制度については只野雅人「フランス第三共和制下の選挙改革（一）」『一橋研究 第15巻第2号』一橋研究編集委員会（1990.7）。

⁴⁰ ヴィノックは、「5月16日事件」の当時、『プチ・パリジアン』紙が事件の「首謀者」を攻撃する「兵器」となり、また、『デバ』紙が「左派寄り」に移行したとしている（ヴィノック・前掲注15 95頁）。

⁴¹ 一例として、*Le Petit Parisien*, 26 juin, 1877; *Journal des débats*, 27 juin, 1877。他方、保守派（王党派）の新聞であった『ゴロワ (*Le Gaulois*)』紙や『フィガロ (*Le Figaro*)』紙は、憲法の定める期限がデクレ公布に係るという見解を紙面上で支持している（*Le Gaulois*, 28 juin, 1877; *Le Figaro*, 14 juillet）。『ゴロワ』紙及び『フィガロ』紙についてはピエール・アルベール（斎藤かぐみ訳）『新聞・雑誌の歴史』〔原書名：Pierre Albert, *Histoire de la presse*. 2018〕96-98頁。また、以下も参照した。Retronews “*Le Figaro*” <<https://www.retronews.fr/titre-de-presse/figaro-1854>>

⁴² Poudra et Pierre・前掲注1 pp. 219-221。

⁴³ 『追加』の当該箇所には、選挙期日をめぐる政府の憲法解釈が選挙後の議会で批判された旨が記され、この件に関する下院選挙捜査委員会委員の報告が掲載されている（Poudra et Pierre・前掲注2 pp. 113-114）。また、同委員会の報告は『追加』第390号にも採録されており、ここでは「5月16日事件」における政府の選挙介入行為（前掲注38を参照）が列挙されている（Poudra et Pierre・前掲注2 pp. 115-123）。

⁴⁴ 同時代における『概論』の受容については以下を参照。Pierre Michon “La décennie décisive de l’administration parlementaire ?,” *Les Dix décisives : 1869-1879*. Nouvelle édition [En ligne]. Rennes : Presses universitaires de Rennes, 2022. <<http://books.openedition.org/pur/160900>>

⁴⁵ 「刊行されたその日、つまり会期最終日、下院の会計委員会と理事部は『概論』が議院の全議員に配付されることを決めた。数日後、上院もまた同様の決議を採択した。この2つの決定は、ジュール・ブドゥラ氏とウジェーヌ・ピエール氏の書籍に対する公認を確かなものにした。この公認は、この書物をもっとも完全に、もっとも権威ある案内書であることを証明している。」（*La France*, 14 janvier, 1879.）なお、議会内における同書の受容を示す例として、『追加』第144号、第701号及び第990号に採録された議員の発言中に『概論』が引用されている（Poudra et Pierre・前掲注2 pp. 58, 182）。

3日の官報 (*Journal officiel de la République française*) に掲載された「道徳学・政治学アカデミー (Académie des Sciences Morales et Politiques) ⁴⁶」の会議録中に、『概論』に関する発言を見ることができる。ここでは、憲法の議会関連部分のみを研究することについて、これを「議会法(droit parlementaire)」と表現することの新しさが指摘され、また、同書の内容の入念さに対しても高い評価が示されている⁴⁷。また、同年3月23日の官報ではシャルル・ルイ・シャッサンにより『概論』が紹介されているが⁴⁸、この文章は同年4月の『ジュルナル・デ・ゼコノミスト (*Journal des économistes*)』にも再掲されている⁴⁹。シャッサンは『概論』について「いかなる公法学者も、いかなる政治ジャーナリストもこれなしで済ますことはできない。ダローズの判例集を持たない弁護士を想像できようか。『概論』を持たない政治家もまた、想像することができないだろう⁵⁰」と称賛している。なお、他にも『フランス』紙や『デバ』紙が『概論』に賛辞を送っている⁵¹。

以上の例は『概論』及び『追加』の受容の規模を直接示すものではないが、少なくともここからは、両書が議会内外で示した存在感の一端をうかがい知ることができよう。とりわけ、政府刊行物たる官報に加え、新聞・雑

誌といったメディアが『概論』の広告という役割を事実上果たしていたことは、同書の受容を条件付けた文化的・社会的環境をよく伝えている。

5 フランス憲法学の動向と『概論』

ここまで確認してきた『概論』及び『追加』の基本的性格は、政治文化論という観点からどのように把握すべきだろうか。そのことを考えるに当たり、第三共和政期の憲法学と国家形成の問題に触れておきたい。

19世紀末がフランス憲法学の草創期にあたることは既述のとおりだが、その背景には共和派政府の少なからぬ政治的影響力が指摘されてきた。例えばサクリストは、共和派の権力者たちが「科学的な能力に基づく正当化」のため憲法学者を動員し、共和派的な世界観を彼らと共有しようとしたと強調している⁵²。

「共和国の擁護者」を演じた憲法学者として第一に挙げられるのがアダマール・エスマンである。エスマンの『憲法原理 (*Éléments de droit constitutionnel*) ⁵³』(1896)はフランス近代憲法学の嚆矢と目される著作だが、当時、同書は法学の理論書としては例外的な成功を直ちに収め、政治、行政、ジャーナリズムなどの領域における「必須の典拠」と見

et 237)。

⁴⁶ フランス学士院の一つである道徳学・政治学アカデミーは、歴史的な方法論を通じて人間の普遍的性質や社会の発展などを考察する方法を提唱し、1870年代後半には政治科学の分野において大きな影響力を發揮した。フランス憲法学における歴史的方法の導入についても、その影響が指摘されている。なお、サクリストは、道徳学・政治学アカデミーが1870年代の多くの政権において多数派を占めた穏健共和派の政治家と緊密な関係を持っており、そのことがアカデミーの影響力を支えたと論じている。Sacriste・前掲注27 pp. 98-103 et 131。以下も参照。時本・前掲注23 131-132頁及び時本・前掲注31 67頁。

⁴⁷ *Journal officiel de la République française*, 2 et 3 janvier, 1879.

⁴⁸ *Journal officiel de la République française*, 23 mars, 1879.

⁴⁹ Charles-Louis Chassin “Théorie et practice des constitutions en France.” *Journal des économistes*, 4^e serie, t. 6 (avril 1879).

⁵⁰ 同上 p. 249.

⁵¹ *Journal des débats*, 28 avril, 1879. 『フランス』紙については前掲注45を参照。

⁵² Sacriste・前掲注27 pp. 223-253.

⁵³ Adhémar Esmein, *Éléments de droit constitutionnel*. Paris : Société du Recueil Général des Lois et des Arrêts, 1896.

なされたとされる⁵⁴。また、同書出版後、エスマンは共和派政府の下で要職を歴任し、1906年にはレジオン・ドヌール勲章を授与されるに至った⁵⁵。

『憲法原理』において展開された憲法解釈は、共和派的イデオロギーを多分に含んだものであったことが今日指摘されている。樋口陽一は内閣の対上院責任問題という論点を取り上げつつ、エスマンが王党派的な制憲者の意図と異なる自己の解釈を制定憲法の外側（比較法・歴史・先例など）から持ち込もうとし、憲法を共和派的に運用しようとする立場をとったことを論じている⁵⁶。このことが示すように、エスマン憲法学の背後には、共和派による国家体制の確立・護持という政治的な意思と、それに加担する憲法学者との互恵関係が見いだされるのである⁵⁷。

以上の議論は、本稿の行論にも少なからぬ影響を与えるものである。もちろん、『概論』及び『追加』の編纂者は実務家であり、アカデミズムの世界に身を置くエスマンと直ちに同視することはできない。しかし、同時代における『概論』の受容の在り方を考慮するならば、同書と『憲法原理』の間に一種の並行

性を認めないわけにはいかない。「議会共和政」確立期の政治空間において、『概論』もまた、サクリストのいう「必須の典拠」の位置付けを与えられていたのではないか——先に引いたシャッサンの評語は、そうした可能性の一端を垣間見せるものである。なお、エスマンは『憲法原理』の中で『概論』の後身である『政治・選挙・議会法に関する概論』を度々引用しているが⁵⁸、この事実は取りも直さず、19世紀末における憲法学の発展、ひいては共和派による国家形成に対して同書が果たした貢献を物語っている。

この意味でも、『概論』及び『追加』を議会内に閉ざされたテキストと見なすことは妥当とはいえないだろう。両書は正に、同時代の政治的・社会的・文化的コンテクストの中で分析されるべき、開かれた性格を持った史料なのである。

IV 『概論』における会議録制度⁵⁹

1 議事録と会議録

ここからは、『概論』及び『追加』に採録された事例・慣行をより個別具体的に考察し、第三章で確認した基本的性格がいかなる形で

⁵⁴ Sacriste・前掲注 27 p. 343.

⁵⁵ 時本・前掲注 23 199頁

⁵⁶ 「公権力の組織に関する 1875 年 2 月 25 日の法律」第 6 条は、内閣が両院 (les chambres) に対し責任を負うことを明記しているが、エスマンはフランスにおける慣行や学説、海外との比較などに依拠しつつ内閣の対上院責任性を否定している (Esmein・前掲注 53 pp. 623-626 et 821-832)。この点について樋口は、同条の制定には制憲者としての王党派が自らの拠点として上院を重視したという背景があり、エスマンの解釈は制憲者の意図と異なると論じている。なお、樋口によれば、こうしたエスマンの解釈論的立場の性格は内閣の対上院責任性という論点に限らず、より一般的にも言えるものであるとされる。樋口・前掲注 22 21頁。

⁵⁷ ただし、春山は同時代における大学の役割の変化や大学改革の理念を重視し、共和主義イデオロギーの影響を強調するサクリストの議論の相対化を試みている。春山・前掲注 25 52-74頁。

⁵⁸ エスマンは『憲法原理』の中で、「第三共和憲法」を扱った文献として『政治・選挙・議会法に関する概論』に「特別な価値 (valeur particulière)」を認め、同書を「フランスにとって、イギリスにおけるアースキン・メイ卿の議事規則本 (『議会の法、特権、手続と慣習』) であり、アメリカ合衆国におけるトーマス・ハドソン・マッキー氏の『議会慣行の手引き』である」としている (Esmein・前掲注 53 p. 465)。

⁵⁹ 包括的な先行研究として以下を挙げたい。Hugo Coniez, *Écrire la démocratie*. 2^e éd. Paris : Pepper : Harmattan, 2012. なお、我が国では前田英昭が『政治・選挙・議会法に関する概論』の会議録制度関連部分を訳出しているほか、同書に依拠しつつ、フランスを含む諸国の会議録制度を比較している。前田英昭「憲法第五十七条にいう国会の「会議録」について」『駒澤大學法學部研究紀要 47 号』駒澤大学 (1989. 3)、前田英昭「フランスにおける議会の記録とパブリシティ」『駒澤大學法學部研究紀要 50 号』駒澤大学 (1992. 3)。また、葦名ふみは我が国の制度との関連において『概論』の会議録関連部分を取り上げている。葦名ふみ「『国会会議録』前史—帝国議会 議事録・委員会の会議録・速記録・決議録の成立と展開—」『レファレンス 平成 25 年 1 月号』国立国会図書館 (2013. 1)。

テキスト上に現れているのかを検証していきたい。その対象としては、『概論』の会議録制度に関する部分を取り上げる。なお、この会議録制度については、『概論』の第 6 編「法律の完成」第 3 章「議事録 (procès-verbal) と諸会議録 (comptes-rendus)」で扱われている⁶⁰。

本章ではまず、『概論』における会議録制度の叙述の在り方を確認する(『追加』の対応部分については、脚注にて補足を加える)。そして次に、憲法や議院規則における規定と、制度運用の前提を成した社会的条件(情報伝達技術の在り方)を順に検討し、『概論』の叙述と照らし合わせることで、同書が何を採録し、何を捨象することで、いかなる制度史像を構築したのかを明らかにしていく。

検討に先立ち、「議事録」及び「会議録」の両語について触れておきたい。議事録 (procès-verbal) とは議会内で作成される概略的な議事記録であり、その内容は次回の会議で議院の承認を受けることになっていた。議事録は 1789 年の段階から作成され始めたものの、基本的には議会外に詳細な情報をもたらすものではなく、あくまで議事の骨格を示すものであった⁶¹。

これに対し、会議録 (compte-rendu) は当初、新聞社など議会外の主体により作成・公

開された。こうした会議録は 19 世紀前半を通じて次第に逐語的なものへと発展を遂げ、これを受けて議会内で会議録を作成する機運が高まったことにより、同世紀の半ばには議会による公式の逐語的会議録 (compte-rendu in extenso) が作成されることになった⁶²。

なお、公式会議録は 1860 年代以降複数の形態で作成されるようになり、第三共和政期には逐語的会議録、会議録摘要 (compte-rendu analytique) 及び会議録要旨 (compte-rendu abrégé / sommaire⁶³) の 3 種類が作成された。会議録摘要及び要旨はいずれも会議の内容を要約したものだが、後者はより簡略なものであり、会議中に逐次作成・公開された⁶⁴(なお、上記のうち「逐語的 (in extenso)」「摘要 (analytique)」の表記にはしばしばイタリック体が用いられるが、本稿中では傍点は付さないこととした)。

2 『概論』における会議録制度

以下では『概論』第 6 編第 3 章のうち第 3 節、つまり会議録に関する事例・慣行(第 1122 号から第 1136 号まで)を中心に検討を行いたい。

まず、第 1122 号は会議録摘要が公式の記録として作成され始めた様子を記している。

⁶⁰ 会議録について扱ったその他の箇所として、新聞に掲載された議員の発言に係る免責特権について扱った第 156 号ないし第 160 号 (Poudra et Pierre・前掲注 1 pp. 89-95)、会議録の歪曲等に対する罰則について記した第 178 号 (同上 p. 102) などがある。

⁶¹ Bernard Gaudillère, “La publicité des débats parlementaires (1852-1870).” *Parlement[s], Revue d’histoire politique*, n° HS 4 (octobre 2008), p. 28.

⁶² 逐語的会議録を作成するための速記法は、フランスでは 18 世紀末以降断続的に発展を遂げてきた。1826 年には『モニター (Moniteur)』紙が速記者を採用し、1835 年頃にはほぼ逐語的な速記録を作成するに至った。第二帝政期以前における速記法の発展及び逐語的会議録については以下を参照。Hugo Coniez, “L’Invention du compte rendu intégral des débats en France (1789-1848).” *Parlement[s], Revue d’histoire politique*, n° 14 (décembre 2010).

⁶³ 『概論』第 1126 号では compte-rendu abrégé の呼称が用いられている (Poudra et Pierre・前掲注 1 p. 578)。これに対し、『追加』の第 1125 号ないし第 1126 号では compte-rendu sommaire の呼称となっている (Poudra et Pierre・前掲注 2 p. 257)。

⁶⁴ procès-verbal 並びに compte-rendu 及びその諸類型に充てる訳語については、我が国の国会における会議録のテキストとしての性格が compte-rendu (in extenso) に近いことを考慮し、procès-verbal に「議事録」、compte-rendu に「会議録」の語を充てている前田「フランスにおける議会の記録とパブリシティ」におおむね従う形とした。ただし、前田が「議事摘要」と訳している compte-rendu analytique については、原語の表記が compte-rendu の語を含むことや制度運用の在り方などを勘案し、「会議録摘要」とした。なお、訳語の適否を判断するに当たっては以下を参考にした。築山信彦「米議会における「議事録」及び「会議録」」『議会政治研究 NO. 43』議会政治研究会 (1997.9) 35-36 頁。

1122 議会が理事部の管轄の下で公式の会議録を作成せしめるのは慣例である。それは議会が真正性を保証し、唯一信頼できるものである。… (略) …1852年以降、編集書記官は簡潔な議事録と詳細な会議録摘要を別個に作成する責務を負った。それは今日に至るまで同様である⁶⁵。

次の第 1123 号は、速記法による逐語的会議録が当初『モニトゥール』紙により作成され、やがて議会の公式な会議録となっていた経緯を記載している⁶⁶。

1123 1848 年まで、『モニトゥール』紙に掲載された会議録はいかなる公的な性格も持たなかった。ブルボン家の復位後、『モニトゥール』紙は若干厳密に監督されるようになったが、両院は逐語的会議録を作成する速記者に対していささかの力も及ぼしてはいない。そうではなく、『モニトゥール』紙は契約により両院と結びついていたのである。… (略) …1842 年、逐語的会議録を引き離し、議会だけの監督の下に置く試みがなされた。その試みは成功しなかったが、憲法制定議会の下で繰り返され、1848 年 7 月 11 日の決議をもたらした。これは議会に速記職の人員を専属させるものであった⁶⁷。

この頃から、逐語的会議録が公式の会議録となった⁶⁸。

続く第 1124 号は会議録の公開を扱っているが、この箇所は『概論』における「会議録制度史」の枠組みを考察する上で極めて興味深い。その前半は七月王政期 (1830-1848) に関する記述に充てられている。

1124 議会での会議の公開性は、忠実な会議録が速やかに国民の知るところとなって初めて現実となる。議院が採用するか、あるいは政府が課した公開の制度は、長きにわたり不完全であった。七月王政の下では、議会の会議録について新聞に完全な自由をもたらすことが望まれ、この大変立派な口実のもと、新聞には、両院における討論を正確に転載するいかなる手段も与えられなかった。… (略) …同様に、議院における討論は絶えずゆがめられた。議員たち自身、党派心だけを責めてはならず、物理的な困難 (difficultés matérielles) が彼らの会議の正確な転載を妨げているということを認識していた。『モニトゥール』紙によって逐語的にもたらされる会議録は、極めて少ない数の読者にしか届かないという難点があった。他方、逐語的会議録は公式でない (non officiel) 新聞には利用できなかったが、それらの新聞は現実の公開性を持つ唯一のものであった⁶⁹。

ここでは、真正性を担保された公式会議録が、物理的な事情によって十分に行き届かないという困難が示されている。会議の公開性

⁶⁵ Poudra et Pierre・前掲注 1 p. 575.

⁶⁶ なお、『概論』第 158 号には、1852 年以前の議事録と会議録の関係が以下のように記されている。「1852 年以前は、下院の会議録摘要は全く新聞に提供されていなかった (参看第 1124 号)。それは下院の議員に配付する議事録の形式によるのみ公開されていた。記者たちは任意の会議録を作成しており、自身の要約を点検する有効な方法を持っていなかった。また、議事録の校正刷は適時に彼らに提供されなかった。」(同上 p. 90.)

⁶⁷ この決議については以下を参照。Le Moniteur universel, 12 juillet 1848.

⁶⁸ Poudra et Pierre・前掲注 1 pp. 575-576.

⁶⁹ 同上 pp. 576-577.

を妨げるのは政治的・制度的な要因だけではなく、技術的・社会的制約も存在することを編纂者が認識していたと分かる。

他方、同号後半の第二帝政期 (1852-1870) に関する部分では、政治的な事情が前景化している。

帝国の下では、反対の過剰に陥った。

公式の会議録は、摘要にせよ逐語にせよ義務的 (obligatoire) なものとなった。立法院の会議を評価するに当たっては、新聞は 2 つの会議録のいずれかを転載しなくてはならなかった。1852 年 3 月 27 日の有名な通達に曰く、『会議録が、全体であれ部分であれ、立法院の会議から真の相貌を奪う議論や評価によって替えられたり解説されたりした場合や、示された論拠の重みが誇張ないしは減殺された場合、生じる印象がゆがめられた場合… 厳しい裁きを受ける⁷⁰。』

このことから、会議録について、厄介な同種の訴訟が多発した。これによりしばしば、立法院をめぐる自発的な沈黙が生じた⁷¹。

ここでは第二帝政期における会議録公開制度の問題点が指摘されている。編纂者によれば、公式の「義務的会議録」は厳格な管理統制のもとに運用されており、その内容につい

ての改変はもとより、論評を加えることさえも制限されていたとされる⁷²。

一方で、次の第 1125 号以降では第二帝政崩壊後の国民議会及び第三共和政下の両院の制度が記載されているが、ここでは打って変わって、会議録公開制度の充実が強調されている。

1125 さきの国民議会と現在の両院は、出版の独立を害する義務的会議録の原則を取り除いた。しかし、それらは七月王政の両院にとってかくも有害であった、あの冷淡な制度を実施しないようによく注意を払った。両院は会議録摘要の新聞社への速やかな提供を保証すべく、必要な全ての方法をとっている⁷³。

1126 両院の編集書記官長は会議録摘要に加えて会議録要旨を作成させるが、これは各会議の開会中に、電信によってパリの新聞組合へ送付される。会議散会の 10 分後に、最後の発言の概要がパリに到達する。

おそらく、これ以上に迅速な状態に至ることは困難であろう。… (略) … 議会における討論の公開性は、かくして現実となっている⁷⁴。

このように、第 1125 号及び第 1126 号は会

⁷⁰ この通達は以下で見ることができる。Jean-Baptiste Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du Conseil-d'État*. t. 68, Paris : [s. n.], 1868, p. 167.

⁷¹ Poudra et Pierre・前掲注 1 p. 577.

⁷² 出版に関する 1852 年 2 月 17 日のデクレの第 14 条では、会議録の新聞掲載について憲法に違反した者への罰金刑が規定されており、『概論』第 1124 号はこの第 14 条を参照条文として挙げている。また、同デクレの第 32 条は出版に関する罪を犯した者への罰則を定めているが、一方で、2 度の警告を行った後であれば、政府は有罪判決を受けていない出版社に対しても最長 2 か月間の発刊差し止めを命じることができると規定している。デクレの条文は以下を参照。Jean-Baptiste Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du Conseil-d'État*. t. 52, Paris : [s. n.], 1852, pp. 104-107. また、Duvergier・前掲注 70 には警告文が採録されている。なお、この警告制度と会議録に関しては Gaudillère・前掲注 61 で論じられている。

⁷³ Poudra et Pierre・前掲注 1 pp. 577-578.

⁷⁴ 同上 p. 578. 『追加』の第 1125 号及び第 1126 号には、1879 年 12 月 11 日の理事部決定において、会議録の伝達、印刷、頒布に係る種々の決定が改訂され、完全なものとなった旨が記載されている (Poudra et Pierre・前掲注 2 p. 257)。

議録摘要及び会議録要旨の公開について記している。記述内容は理事部による決定や具体的な制度運用の実態に基づいているが、そこに加えられた編纂者自身の評価は、第三共和政期における会議録公開制度の「実現」を強調したものとなっている。

続いて、逐語的会議録についても以下の記述がなされている。

1127 その長大さと、届けられる時刻の遅さから、逐語的会議録が新聞に利用されることは困難であろう。しかし、国民議会の理事部は、可能な範囲において、少なくとも部分的には、この会議録の転載を保証しようとした⁷⁵。

さらに、第 1128 号では、1878 年 4 月 6 日の法律による郵便税の減免措置によって、会議録の公開制度が完全なものとなった旨が示されている。

1128 審議の公開性を保証するために両院の理事部によって取られた措置は、1878 年 4 月 6 日の法律の第 6 条によって完全なものとなった⁷⁶。

そして以降の号では、会議録の訂正等に関する事例・慣行が採録されている⁷⁷。

3 第二帝政期における会議録制度関係法規とその運用

以上のように、『概論』第 6 編第 3 章第 3 節からは、会議録公開制度の「完成」をめぐる一つの歴史像を読み取ることができる。ここでは、七月王政期及び第二帝政期における会議録公開制度の不完全性と、第三共和政期における制度の完成が強調されている。

ここで示された歴史像は、第三共和政期と前時代との「断絶」を強調するものと言うことができる。では、そうした歴史像をどのように理解したらよいであろうか。このことを考えるに当たり、以下では第二帝政期における会議録制度関係法規——主として立法院に関するもの——の変遷及び同制度に関する社会的・技術的条件について確認し、『概論』の記述の在り方と照らし合わせてみたい。なお、本稿の末尾に第二帝政期の立法院における議事録・会議録関連法規についてまとめた表(以下、「表」とする。)を付しているので、適宜参照されたい。

まず、1852 年 1 月 14 日憲法の第 42 条は以下のように規定している⁷⁸ (表 A①)。

第 42 条 新聞又は他の全ての公開手段による立法院の会議の会議録は、各会議の後で立法院議長の監督により作成された議事録の転載としてのみ存在する。

ここには『概論』第 1124 号にあった「義務

⁷⁵ Poudra et Pierre・前掲注 1 p. 579. 『追加』の第 1127 号は、会議録訂正の猶予に関する財務官の決定(1873 年 11 月 8 日)と、会議録原稿及び校正刷の院外帯出禁止について扱っている(Poudra et Pierre・前掲注 2 pp. 257-258)。なお同号以降、会議録関連部分に追加箇所はない。

⁷⁶ Poudra et Pierre・前掲注 1 p. 579.

⁷⁷ ここでは議長及び議院によって聞き取られた発言以外は会議録に掲載されないという原則が確認されたのち(第 1129 号)、発言が低声でなされた等の場合の事後措置(第 1130 号)、私語に関する会議録掲載の要求について(第 1131 号)、発言者が懲罰を受けた場合の対応(第 1132 号)、会議録訂正の及ぶ範囲(第 1133 号)、編集書記官及び速記職による会議録訂正(第 1134 号)並びに憲法に反する発言がなされた等の場合の事後措置(第 1135 号)について論じられている(Poudra et Pierre・前掲注 1 pp. 579-583)。第 1136 号については後述する。

⁷⁸ 1852 年 1 月 14 日憲法及びその修正に係る元老院決議の原文はフランス憲法院のホームページによった。Conseil constitutionnel “Constitution de 1852, Second Empire” <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/les-constitutions-dans-l-histoire/constitution-de-1852-second-empire>>

的会議録」の原型が示されている。また、会議録が議事録の転載としてのみ存在を許されていたことも読み取ることができる。前述のとおり、議事録は次回の会議で承認されることになってきたため、この規定により会議録の公開に遅れが生じることになった⁷⁹。

その後、議事録と会議録の位置付けは同年12月25日の元老院決議第13条によって以下のように整理された(表A②)。

第13条 憲法第42条によって規定された会議録は、その公開の前に、立法院議長及び各部の長により構成される委員会に委ねられる。賛否同数の場合は、立法院議長が裁決権を持つ。

議会で読まれる会議の議事録は、立法院の活動と投票だけを記載する。

この改正を受けて、議事録と会議録の位置付けが切り分けられたことにより、会議録公開の遅れは解消された⁸⁰。なお、同月31日のデクレの条文から、この「会議録」は会議録摘要を指すものと解されるため⁸¹、『概論』第1122号における議事録と会議録の分化がここで生じたと分かる(表B②第76条)。他方、憲法・デクレのいずれの条文も逐語的会議録については規定していない。このことから、第二帝政期初頭においては逐語的会議録の作成が停止され、会議録摘要が唯一の公式会議録とされたことが分かる。

なお、当時の会議録摘要は議員の発言を間

接話法で要約したものであり、「単調」で「ほとんど魅力のない」ものであったとされる⁸²。このような制度運用の諸相に新聞社への警告制度⁸³をも加味するならば、第二帝政初期の会議録制度の在り方は『概論』第1124号が示した「過剰」な制度像にある程度合致するものであったといえよう。

しかし、1860年頃を境に帝政は徐々に自由化の傾向を見せ始め(「自由帝政」、その中で会議録制度もまた変化を遂げていったことが、当時の法規の在り方から見えてくる。まず、1861年2月2日の元老院決議は、憲法第42条に以下の修正を施している(表A③)。

憲法第42条は以下のとおり修正される：

元老院及び立法院の会議における討論は、速記によって再現され、翌日の官報へと逐語的に掲載される。

そのほか、両院での会議の会議録は各議院の議長の管轄下に置かれた編集書記官によって作成され、毎晩、全ての新聞に利用させる。

新聞又は他の全ての公開手段による元老院及び立法院の会議録は、前2項に従って官報に逐語的に掲載された討論又は議長の管轄下で作成された会議録の転載としてのみ存在する。

この元老院決議により、逐語的会議録が公式の会議録として認められ、会議録摘要と共に新聞への転載が可能となっている⁸⁴。なお、

⁷⁹ Gaudillère・前掲注61 p. 32. なお、1852年3月22日のデクレの第71条から第74条は、議事の記録及び公開等について憲法に沿って規定している(表B①)。Roger Bonnard, *Les règlements des assemblées législatives de la France depuis 1789*. Paris : Sirey, 1926, pp. 328-329.

⁸⁰ Gaudillère・前掲注61 p. 32.

⁸¹ 1852年12月31日のデクレの第76条は、会議録に発言者名及び意見の「要約 résumé」を含むよう規定している(Bonnard・前掲注79 p. 342)。

⁸² Gaudillère・前掲注61 p. 31. また、以下も参照。Coniez・前掲注59 pp. 128-129.

⁸³ 前掲注72を参照。

⁸⁴ ただし、複数の法律案あるいは請願が扱われた会議については一の法律案等に関する部分のみを転載できるものの、当該法律案等の審議が複数の会議にわたった場合、その投票まで転載しなければならないものと規定された(表A③)。

『概論』1124号はこの元老院決議を参照条文に挙げている。

また、従来間接話法であった会議録摘要の文体は直接話法に変更され、これとともに頁数も増大された⁸⁵。加えて、1864年から1868年の間には地方の小新聞に向けて簡略な会議録が作成されており、ユーゴ・コニエはこれを第三共和政期以降における会議録要旨の前身と見なしている⁸⁶。

第二帝政末期にも、会議の公開性はおおむね向上を遂げていった⁸⁷。1868年5月11日の出版法は警告制度を廃止し、新聞報道の障害を軽減している⁸⁸。また、議員が自らの発言を印刷・配布するには議院の承認を受ける必要があったが（表B①第74条、B②第79条及びB③第89条）⁸⁹、1860年代末には半ば自動的に許可が下りようになり、1870年にはこの手続が廃止された⁹⁰。

以上のように、とりわけ1860年代の「自由帝政」以降、会議録の公開性には漸進的な向上が見られる。この点、コニエは「おそらく、時とともに帝国の自由主義への傾斜は強まったのであり、第三共和政下で確立するものと同様の公平で完全な会議の公開へ至るには、

わずか数年で充分だったのだろう」とした上で、「第二帝政の陥落は、会議録の歴史において根本的な断絶をなすものではない」と論じているが⁹¹、ここにあるとおり、第二帝政期における会議録関連法規の在り方には、第三共和政期に至る連続性を指摘することができるだろう。

4 情報伝達技術と会議録公開

次に、会議録制度を基礎付けた技術的・社会的条件について確認していきたい。この点に関し、デルフィーヌ・ガルデイは第三共和政期における会議録の作成・頒布を可能にした技術として速記法、気送管、印刷機及び鉄道を挙げているが⁹²、これらのうち、以下では気送管と印刷機について概観してみたい⁹³。

気送管は当時、電信による情報伝達を補完する目的で使用されており、1860年代半ばにはパリ市内に気送管のネットワークが存在していた⁹⁴。議会では会議録の原稿を印刷所へ送付するために気送管が導入されたが、これは1879年末、ヴェルサイユに移転していた議会がパリに帰還した時のことであった⁹⁵。つまり、共和派による議会運営が本格化した時

⁸⁵ Gaudillère・前掲注61 p. 42.

⁸⁶ Coniez・前掲注59 p. 133.

⁸⁷ ただし、1867年末には、党派的な会議録を掲載したとの理由で新聞社17社が訴追される事件が起きている（前掲注61 pp. 45-46）。

⁸⁸ 同上 p. 47.

⁸⁹ 立法院において、発言の印刷配布に関する規定は1852年3月22日のデクレの第74条に端を発している。ここでは発言の印刷配布に当たり議院の承認が求められる旨規定された。その後、同年12月31日のデクレでは、発言の印刷配布には議長及び各部の長により構成される委員会の許可が求められ、かつ、この許可は議院による承認を受けなければならないと規定された。これ以降、1870年まで同趣旨の規定が存続している（Bonnard・前掲注79 pp. 329, 342, 359 et 377）。なお、この制度については『概論』第162号でも触れられている（Poudra et Pierre・前掲注1 pp. 95-97）。

⁹⁰ Gaudillère・前掲注61 p. 47.

⁹¹ Coniez・前掲注59 p. 134.

⁹² Delphine Gardey, “Scriptes de la démocratie : les sténographes et rédacteurs des débats (1848-2005).” *Sociologie du travail* [En ligne]. Vol. 52, n° 2, mis en ligne le 24 janvier 2019. <<http://journals.openedition.org/sdt/13695>> なお、当時生じた新聞発行の工業化及び情報伝達技術の発達については以下を参照。Bellanger et al.・前掲注38 pp. 165-167.

⁹³ 速記法については前掲注62を参照。また、19世紀における鉄道網の発展については、一例として以下を参照。田中俊宏「フランスの鉄道—国家と民間のはざま」湯沢威ほか『近代ヨーロッパの探求⑩鉄道』ミネルヴァ書房（2012）。

⁹⁴ Bellanger et al.・前掲注38 p. 98.

⁹⁵ Coniez・前掲注59 p. 170.

点で、気送管網はあらかじめ利用可能な技術的基盤の一つとなっていたのである。

次に印刷機についてであるが、この点は官報の印刷所をめぐる経緯と合わせて見ていきたい。第二帝政期の1869年、入札により、アルフレッド・ウィッターズハイムという人物の会社が官報の発行を請け負うことになる⁹⁶。同社は議会近郊に官報印刷用の施設を作っており、1880年5月17日の『ゴロワ』紙は印刷所の設備について詳報している。これによれば、印刷所では毎日25,000部の官報が製作されており、その地下室には「マリノニ型輪転機」が9台設置されていたという⁹⁷。マリノニ型輪転機は当時の高性能印刷機であり、1866年に開発されたのち、第三共和政期にわたり継続的に改良が加えられたものである⁹⁸。

その後、1880年に官報発行の国営化が決定されたことを受け、政府は官報の印刷施設を買い上げることになる⁹⁹。その背景について『ゴロワ』紙は、政府が官報の印刷に必要な施設・設備を有しておらず、新たな印刷所を設けることも事実上困難である旨を報じている¹⁰⁰。このことから、会議録を掲載した官報を印刷する上でも、第三共和政期の政府が帝政期の遺産を引き継いでいたと理解できる¹⁰¹。

以上見てきたように、法規の面でも、そして社会的・技術的な面においても、第三共和政期の会議録制度は第二帝政期以来の展開の上に成立したものであり、ともすれば、帝政期における発展のモーメント自体が会議録の公開を不可避のものへと導いたとさえ指摘で

きるかもしれない。コニエも論じているように、2つの時代の間「連続」の制度史像を描くこともまた、十分に可能なのである。このことから、『概論』が描き出した「断絶」の会議録制度史は——意識的であるにせよ、そうでないにせよ——かかる「連続」の側面を捨象した上で構築された歴史叙述と捉えることができるだろう。

5 『概論』の制度史像と「第三共和政史観」

それでは、『概論』の描いた「断絶」の会議録制度史像は、一体何に由来するものなのだろうか。このことを考えるに当たり、本稿冒頭で取り上げた「古典的政治史」の存在が有益な補助線となる。

19世紀末のフランスにおいては、実証主義的な歴史学が興隆を見せつつあった。渡辺は、普仏戦争での敗北後、共和主義的な国民の育成を図る政治家の意図が学問上の要請と重なったことで、「共和政と歴史学との同盟」というべき状況が成立したと論じている¹⁰²。アカデミズムと政治が密接に結び付く図式は憲法学のそれを彷彿とさせるが、ともあれ歴史学と国家形成が交錯するこの地点に、かの「第三共和政史観」も萌芽をみただけである。

ここで『概論』に立ち戻ってみたい。同書に見いだされた制度史像は、七月王政における「自由化」から、第二帝政における「反動化」を経て、第三共和政期における「完成」へ、という展開を描くものであったが、この枠組みは正に「第三共和政史観」の縮図をな

⁹⁶ Claude Bellanger et al. (dir.), *Histoire générale de la presse française*. t. 2, Paris : Presses universitaires de France, 1969, p. 348.

⁹⁷ *Le Gaulois*, 17 mai, 1880.

⁹⁸ 当時の輪転機については以下を参照。Bellanger et al.・前掲注38 pp. 80-86.

⁹⁹ 同上 pp. 163-165.

¹⁰⁰ 前掲注97

¹⁰¹ ただし、議会がヴェルサイユに移転していた期間は、官報製作の拠点もヴェルサイユへと移っていた。この間、ウィッターズハイムはパリに加えてヴェルサイユにも印刷所を設置し、ここで会議録摘要及び会議録要旨の印刷を行っていた。Bellanger et al.・前掲注38 p. 164.

¹⁰² 渡辺・前掲注6 28-32頁

すものといえないだろうか。共和派が保守派に勝利し、議会を中心とした「共和派による共和国」を実現に導く——なお、こうした図式の中で、マクマオン大統領下の保守派政府が「反動」の残滓と見なされることは言うまでもない。言い換えれば、『概論』及び『追加』が編纂された当時、古典的政治史の提示する二項対立的な歴史像は、同時代に展開される現実政治の風景（「5月16日事件」）と地続きだったのである。

このように考えたとき、興味深いのが『概論』の第1136号である。

1136 各院の議長の許可を得ないことには、2種類の会議録に対し、いかなる修正もなされ得ない。1877年6月25日に、この規定が損なわれることがあった。同日、下院は解散され、叫び声上がる中で散会した。左翼と中央からは、「共和国万歳！」、右翼からは「フランス万歳！」と呼ぶ声があった。右翼の少なくとも数の議員は以下のように付け加えた。「元帥万歳！」。編集書記官長と速記監督は、彼らの職務として、その動きを2つの会議録に記載し、会議録摘要の校正刷は、会議が閉会してから1時間後に新聞社に提供されたが、その内容は変更を加えられていなかった。しかし、その夜10時30分、逐語的会議録の校了紙が印刷所に渡されてから長時間が経過した後、議院の速記職の監督者であるセレスティン・ラガシュ氏¹⁰³の下に官報の編集者が現れ、

彼に対し、内務大臣の命令により、多数派と少数派による態度表明を示した会議録の箇所は削除されるべしとの旨を告げた。ラガシュ氏は、逐語的会議録は会議録摘要と同様、修正され、議長により承認を得ていると指摘した。加えて、会議録摘要は数時間も前にパリ及び地方の新聞社に提供されており、それは内務大臣の不興を買った態度表明を含んでいるため、削除は無益であると述べた。…(略)
…彼はこの出来事について議長と財務官に伝え、彼らの許可を得て、逐語的会議録を対象とした改変について国民に説明する記事を諸新聞において公開させた¹⁰⁴。

この事例は、内務大臣が会議録の一部について削除を命じたものである。この命令の結果、逐語的会議録からは左右両派の態度表明（「共和国万歳！」「フランス万歳！」「元帥万歳！」）を含む部分が削除されたが、他方、会議録摘要は内務大臣の命令が到達するよりも前に新聞社へ送付されていたため、この削除を免れることになったのである。

当時の新聞はこの事件を明確に共和派／保守派という対立図式の下で報じている。例えば1877年7月1日の『ゴロワ』紙には以下のようにある。

両院の逐語的会議録と会議録摘要に関わる職務は大なり小なり急進的(radical)な共和派に委ねられたものである。議会の再開に当たっては改善がなされるべき

¹⁰³ セレスティン・ラガシュ (Célestin Lagache, 1809-1895) は1829年から「モニター」に勤務し、速記法の発展に貢献した。1861年に立法院の速記者となり、1871年には国民議会、1875年には下院の速記職の長に任命された。なお、第二・第三共和政期には議員にも選出されている。Coniez et Michon・前掲注10 pp. 400-405.

¹⁰⁴ Poudra et Pierre・前掲注1 pp. 583-584. 1877年6月30日の『タン (Le Temps)』紙には会議録改変の経緯を伝える記事が見られる。以下はその抜粋である。「速記職による会議録の最後の部分は以下ようになっていた。『会議散会。散会宣告直後、左翼及び中央の議員たちが立ち上がり以下のように繰り返し叫ぶ。「共和国万歳！」「平和万歳！」右翼の議員たちは以下の叫びで応じる。「フランス万歳！」右翼側の少なくとも数の議員は「元帥万歳！」と呼ぶ。議院解散。2時10分。』引用符(『』)に囲まれた部分の会議録全体が、内務大臣の命令により削除された。」(Le Temps, 30 juin, 1877.) なお、同日の『世紀 (Le Siècle)』紙や翌7月1日の『喚起 (Le Rappel)』紙などが『タン』紙の記事を引用している。

である。我々は、この必要な再編成について政府の注意を願う¹⁰⁵。

これに対し、同日の『フランス』紙は『ゴロワ』紙の当該記事を取り上げ、辞職すべきはラガシュではなくブロイ首相であると批判している¹⁰⁶。また、会議録削除の命令を下した内務大臣が、「5月16日事件」において選挙運動を指導したフルトゥー¹⁰⁷であることも加味するならば、ここでは選挙期日の事例とほぼ同様の図式の中で、議会主義の原則が政府により「損なわれ」ているとすることができる。これらのことから、『概論』への採録に先立ち、本事例は同時代人によって既に「反動」政府（保守派）対議会主義（共和派）という枠組みの下で解釈されていたと見るべきであろう。このため、新聞を通じて政府の介入が暴露されたこともまた、同様の解釈枠組みの中で、「反動」政治からの「断絶」を象徴する意味を帯びたと考えられる。

第Ⅲ章でも示したとおり、「5月16日事件」においては新聞メディア等の中で様々な政治的事件が取り上げられ、それらを通じて、「共和派」「保守派」の対立をめぐる政治的イメージが反復・構築されていった。換言すれば、こうしたメディア上の言説こそが、古典的政治史に見られたような政治的枠組みを、同時代的政治認識へと接続する回路となっていたのである。このように、政治史と現実政治とが密接に結びついた政治文化的状況の中で、『概論』における「断絶」の会議録制度史像が構築されたと考えることができるだろう。この意味で、『概論』の会議録制度関連部分には、同書の持つ叙事的性格の一端が具体的な形を持って現れているのである。

おわりに

本稿は『概論』及び『追加』について、歴史学的な観点から考察を加えてきた。両書は共和派による国家形成やジャーナリズムの動向、アカデミズムの潮流など、多様な政治的・社会的・文化的要因に条件付けられて成立したものであり、単なる議会内の事例集にとどまらない政治文化的アクチュアリティを持つテキストであった。

なお、両書のこうした性格は、広く議会先例集と呼ばれるテキスト群そのものの政治史的位置付けについても新たな関心を惹起し得ると執筆者は考える。様々な時代・地域において編纂されてきた議会先例集は、個々別々の歴史的文脈の中で、いかなる政治的・社会的・文化的な意義を持ち得たのか。このような問題意識に基づき個々のテキストを分析することは、「成文議会法秩序の補完物」という議会先例集の定義を相対化し、その政治文化的意義の多様性・複層性を捉えることにつながるだろう。この意味で、本稿の研究視角は史的概念としての「議会先例集」の自明性・一義性を問い直すという、より大きな研究課題にも接続し得るものである。

ただし、上述のとおり、『概論』及び『追加』はそれ自体が浩瀚な書物であることに加え、度重なる増補改訂を受け、時々刻々と姿を変え続けたテキストであるところ、本稿の考察が及んだ章節はそのごく限られた一部分にすぎない。ここでの議論が『概論』及び『追加』の全体にどの程度妥当するのか、その総体的な検証は、両書を対象とした個別研究の更なる蓄積に俟たねばならないだろう。本稿がそうした研究の一モデルケースとなることを期しつつ、^{かく}擱筆としたい。

¹⁰⁵ *Le Gaulois*, 1 juillet, 1877. なお、同紙は前掲注104の『タン』紙と同様の記事を『フランス通信 (*Le Courier de France*)』紙から引用している。

¹⁰⁶ *La France*, 1 juillet, 1877.

¹⁰⁷ 前掲注38及び前掲注43を参照。

(図表) 第二帝政期の立法院における議事録・会議録関連法規

*点線は主要な改正部分を指す

	A: 憲 法 ^{※1}	B: デクレ ^{※2} / 立法院規則
<p>①1852年 1月14日 憲法制定 3月22日 デクレ公布</p>	<p>第42条 新聞又は他の全ての公開手段による立法院の会議の会議録は、各会議の後に立法院議長の監督により作成された議事録の転載としてのみ存在する。</p>	<p>第3章第5節「議事録」 第71条 会議の議事録の編集は立法院議長の高次の監督下に置かれ、同議長により任命され、また、同議長が解任することのできる特別の編集者へと委ねられる。議事録は、発言した議員の氏名と、その意見の要約を含む。 第72条 議事録は議長により署名され、次の会議で書記官の一人により読み上げられ、そして2つの記録簿へと転記され、同様に議長の署名を得る。 第73条 立法院議長は、憲法第42条に従い、議事録を新聞社へ提供する形式を特別の命令によって定める。 第74条 全ての議員は、議会の許可を得た後、自身の出費において、自らが行った発言を印刷配布させることができる。許可を受けない印刷配布は、印刷者については500フランから5,000フラン、配布者については5フランから500フランの罰金により処罰がなされる。</p>
<p>②1852年 12月25日 憲法改正 12月31日 デクレ公布</p>	<p>第13条 憲法第42条によって規定された会議録は、その公開の前に、立法院議長及び各部の長により構成される委員会に委ねられる。賛否同数の場合は、立法院議長が裁決権を持つ。 議会で読まれる会議の議事録は、立法院の活動と投票だけを記載する。</p>	<p>第3章第5節「議事録と会議録」 第74条 会議の議事録の編集と、憲法第42条により規定された会議録の作成は、立法院議長の高次の監督下に置かれ、同議長により任命され、また同議長が解任することのできる特別の編集者へと委ねられる。 第75条 各会議の議事録は、1852年12月25日の元老院決議第13条に従い、立法院の活動と投票だけを記載する。議事録は議長によって署名され、次の会議で書記官の一人により読み上げられる。 第76条 憲法第42条により規定された会議録は、発言をした議員の氏名と、その意見の要約を含む。 第77条 会議の議事録は議会の承認を得た後、会議録は国家組織に関する1852年12月25日の元老院決議第13条により設置された委員会の承認を得た後に、2つの記録簿へと転記され、議長の署名を得る。 第78条 立法院議長の特別の命令は、会議録を新聞社へ提供する形式を定める。 第79条 全ての議員は、1852年12月25日の元老院決議第13条により設置された委員会の許可を得た後、自身の出費において、自らが行った発言を印刷配布させることができる。この許可は立法院により承認されなければならない。上記の規定に違反してなされた印刷配布は、印刷者については500フランから5,000フラン、配布者については5フランから500フランの罰金により処罰がなされる。</p>

(次頁へ続く)

	A : 憲 法	B : デクレ / 立法院規則
<p>③1861 年 2月2日 憲法改正 2月3日 デクレ公布</p>	<p>憲法第 42 条は以下のとおり修正される： 元老院及び立法院の会議における討論は、速記によって再現され、翌日の官報へと逐語的に掲載される。 そのほか、両院での会議の会議録は各議院の議長の管轄下に置かれた編集書記官によって作成され、毎晩、全ての新聞に利用させる。 新聞又は他の全ての公開手段による元老院及び立法院の会議録は、前 2 項に従って官報に逐語的に掲載された討論又は議長の管轄下で作成された会議録の転載としてのみ存在する。 ただし、会議において複数の法律案や請願について討論がなされた場合、単一の法律案ないし単一の請願に関する討論のみを掲載することが認められる。この場合、当該の審議が複数の会議にわたったならば、公開はその投票まで継続され、その投票を含まねばならない。 (第 5 項略^{※3}) この元老院決議に反するものとして、1852 年 12 月 25 日の元老院決議の第 13 条は廃止される。</p>	<p>第 3 章第 5 節「議事録と会議録」 第 84 条 会議の議事録の編集、討論の逐語的な再現及び 1861 年 2 月 2 日の元老院決議によって規定された会議録は、立法院議長の高次の監督下に置かれ、同議長により任命され、また同議長が解任することのできる特別の編集者へと委ねられる。 第 85 条 各会議の議事録は、立法院の活動と投票だけを記載する。議事録は議長によって署名され、次の会議で書記官の一人により読み上げられる。 第 86 条 会議の議事録は、議会の承認を得た後、2 つの記録簿に転記され、議長の署名を得る。 第 87 条 1861 年 2 月 2 日の元老院決議により規定された会議録は、発言した議員の氏名と、その意見の要約を含む。 第 88 条 立法院議長の特別の命令は、1861 年 2 月 2 日の元老院決議の規定に従い、会議の会議録を新聞社に利用させる方法を定める。 第 89 条 全ての議員は、立法院議長と各部の長により構成され委員会の許可を得た後、自身の出費において、自らが行き、公式の速記により再現された発言を印刷配布させることができる。この許可は立法院により承認されなければならない。 上記の規定に違反してなされた印刷配布は、印刷者については 500 フランから 5,000 フラン、配布者については 5 フランから 500 フランの罰金により処罰がなされる。</p>
<p>④1870 年 2月2日 規則制定^{※2} 5月21日 憲法制定^{※1}</p>	<p>(会議録に関する規定なし)</p>	<p>第 11 章「議事録、会議録摘要及び逐語的会議録・法律案の原本と謄本・皇帝により立法院へ送られる宣言」 第 98 条 会議の議事録の編集、討論の逐語的な再現及び会議録摘要は、立法院議長の監督の下に置かれる。それらは同議長により任命され、また同議長が解任することのできる特別の編集者へと委ねられる。 第 99 条 各会議の議事録は、立法院の活動と投票だけを記載する。 議事録の朗読後、それが採択されるまでは、議事録自体の訂正に関する発言だけを行うことができる。 その他のあらゆる議論は禁止される。 第 100 条 各会議の議事録は、立法院によって承認された後、2 つの記録簿上で二重の謄本へと転記され、議長の署名を受ける。 第 101 条 会議録摘要は会議中に発言した議員の氏名と、その意見の要約を含む。 第 102 条 立法院議長の特別の命令は、1861 年 2 月 2 日の元老院決議の規定に従い、会議の会議録が新聞社に提供される方法を定める。 (第 103 条ないし第 105 条略^{※4})</p>

※1 表中、1852 年 12 月 25 日及び 1861 年 2 月 2 日には元老院決議により憲法の一部が改正されたが、1870 年 5 月 21 日には元老院決議により新たな憲法が制定された。

※2 第二帝政期においては、1869 年 9 月 8 日の元老院決議により両議院に規則制定権が与えられるまで、議院規則はデクレによって制定されていた (前掲注 35 及び Bonnard・前掲注 79 p. 54 を参照)。他方、1870 年 2 月 2 日の立法院規則は立法院により制定されたものである。

※3 第 5 項は元老院における秘密会開会に関する規定である。

※4 第 103 条及び第 104 条は法律案の原本及び謄本に関する規定であり、第 105 条は皇帝が立法院に対して行う宣言に関する規定である。

(出所) 前掲注 78 及び Bonnard・前掲注 79 をもとに執筆者が作成

